

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

土砂等による土地の埋立て等届出書

蓮田市長 様

事業主 住 所
氏 名
電話番号
(法人にあつては、主たる事業所
の所在地、名称、代表者の氏名及
び電話番号)

蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、
下記について、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 埋立て等の目的

2 埋立て等区域の所在地及び面積

土 地 の 表 示		地 目		面 積 (㎡)	用 途 区 分
所 在	地 番	登 記	現 況		
合 計		筆		㎡	

3 埋立て等に利用する土砂等の採取場所

4 埋立て等に利用する土砂等の量 ㎡

5 埋立て等の期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 埋立て等の実施方法

- 7 施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
氏 名 (名称)
住 所
- 8 現場管理者の氏名、住所及び連絡先
氏 名
住 所
連絡先 (電話番号)
- 9 埋立て等に用いる機械の種類及び数量
- 10 添付書類
- (1) 埋立て等区域の図面 (縮尺 50 分の 1 から 25, 000 分の 1 程度までの位置図、計画平面図、縦横断図及び土留構造図)
 - (2) 現況写真 (埋立て等実施前の埋立て等区域全体が確認できるもので、インスタント写真を除く。)
 - (3) 土質分析計量証明書 (土壌の汚染に係る環境基準について (平成 3 年環境庁告示第 46 号) 別表測定方法の欄に掲げる方法により測定したもの)
 - (4) 様式第 3 号の運搬計画書 (道路経路図及び運搬経路の写真を添付したもの)
 - (5) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書
 - (6) 埋立て等区域の登記所に備えられた地図の写し
 - (7) 土地賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書 (事業主が土地の所有者であって、当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。)
 - (8) 埋立て等の施工にかかる契約書の写し (当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。)
 - (9) 様式第 4 号の誓約書
 - (10) 境界確認済証
 - (11) 道路占用又は水路占用の許可書の写し
 - (12) 様式第 5 号の残土証明書
 - (13) 事業主の住民票の写し (事業主が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
 - (14) 施工者の住民票の写し (施工者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- * 提出部数は、正本及び副本各 1 通です。

年 月 日

土砂等による土地の埋立て等（一時たい積）届出書

蓮田市長 様

事業主 住 所
氏 名
電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第2項の規定により、下記の一時たい積について、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 一時たい積の目的
- 2 埋立て等（一時たい積）区域の所在地及び面積

土 地 の 表 示		地 目		面 積 (㎡)	用 途 区 分
所 在	地 番	登 記	現 況		
合 計		筆		㎡	

- 3 現場管理者の氏名、住所及び連絡先
氏 名
住 所
連絡先（電話番号）
- 4 一時たい積に用いる機械の種類及び数量
- 5 一時たい積に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその期間
搬入及び搬出の予定量

期 間 m^3
年 月 日から 年 月 日

6 添付書類

- (1) 埋立て等区域の図面（縮尺50分の1から25,000分の1程度までの位置図、計画平面図、縦横断図及び土留構造図）
- (2) 現況写真（埋立て等実施前の埋立て等区域全体が確認できるもので、インスタント写真を除く。）
- (3) 土質分析計量証明書（土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表測定方法の欄に掲げる方法により測定したもの）
- (4) 様式第3号の運搬計画書（道路経路図及び運搬経路の写真を添付したもの）
- (5) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書
- (6) 埋立て等区域の登記所に備えられた地図の写し
- (7) 土地賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書（事業主が土地の所有者であって、当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。）
- (8) 埋立て等の施工にかかる契約書の写し（当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。）
- (9) 様式第4号の誓約書
- (10) 境界確認済証
- (11) 道路占用又は水路占用の許可書の写し
- (12) 様式第5号の残土証明書
- (13) 事業主の住民票の写し（事業主が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）
- (14) 施工者の住民票の写し（施工者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）

＊ 提出部数は、正本及び副本各1通です。

年 月 日

運 搬 計 画 書

蓮田市長 様

届出者 住 所
氏 名
(連絡者名)
(電話番号)

土砂等の運搬計画については、下記のとおりです。

記

1 土砂等の運搬を依頼するもの

住 所	
氏 名	
連 絡 者 名	

2 土砂等の運搬を行う者

法 人 及 び 代 表 者 名	
住 所	
安 全 運 転 管 理 者 名	
事 業 者 団 体 の 名 称	
車 両 保 有 台 数	t 車 台 t 車 台 t 車 台

3 運搬内容

運搬先	蓮田市				
期 間	年 月 日から		年 月 日まで		
稼働時間	時から 時まで		通学路指定の有無 有 無		
目 的					
運搬土の数量	t 車×		台×	日＝	m ³
	t 車×		台×	日＝	m ³
	合計総土量				m ³
土砂採取場の所在地					

4 道路清掃員及び交通監視員（配置の場所は添付図面に示すとおり）

道 路 清 掃 員		交 通 監 視 員	
人 数	法 人 名 称	人 数	法 人 名 称

5 添付書類

- ① 運搬経路図
- ② 運搬経路の写真

6 道路の復旧措置

誓 約 事 項

ア 計画書に示す運搬経路を確実に実行するための具体的措置

別添運搬経路図を各運転手に渡し十分な打ち合わせをし、交通監視員の適切な配置をし、運搬経路以外の道路運行はさせない。

イ 過積載の禁止、安全運転、徐行及び一時停止の厳守並びに土の飛散防止を確実にこなうための具体的措置

安全運転管理者の指導により安全運転を徹底させる。

飛散防止にはシートで覆う等の対策を徹底させ、特に現場付近の道路清掃は速やかに行う。

ウ 道路の補修、交通安全施設等に係る具体的措置

道路面、道路構造物、交通安全施設等に異常又は損傷が発生したときは、直ちに運行を中止し、道路管理者と協議のうえ、届出者の責任において原状回復する。

年 月 日

誓 約 書

蓮田市長 様

事業主 住 所
氏 名 印
電話番号

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

施工者 住 所
氏 名 印
電話番号

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

下記の埋立て等を行うに当たっては、蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を遵守し、当該埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、事業主と施工者が責任をもって処理することを誓約します。

記

- 1 埋立て等の種類
- 2 埋立て等区域の所在地 蓮田市
- 3 埋立て等区域の面積 m²
- 4 埋立て等の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 埋立て等の目的

年 月 日

残 土 証 明 書

事業主	住所				
	氏名				
埋立て等区域の所在地					
埋立て等区域の面積及び地目		面積	m ²	地目	

上記埋立て等のため搬入する土砂等について、下記のとおり証明します。

証明者

住所
氏名
電話番号
印
(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

記

土砂等の採取場所		
土砂等の発生にかかる事業名		
土砂等の種類		
搬出量	(全体)	m ³
	(1日)	m ³

年 月 日

土砂等による土地の埋立て等変更届出書

蓮田市長 様

事業主 住 所
氏 名
電話番号
(法人にあつては、主たる事業所
の所在地、名称、代表者の氏名及
び電話番号)

年 月 日付けで届出をした埋立て等について、下記のとおり変更したいの
で、蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 9 条の規定により届け出
ます。

記

	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
添付書類 申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、その書類		

年 月 日

氏 名 等 変 更 届 出 書

蓮田市長 様

住 所
事業主 氏 名
電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

年 月 日付けで届出をした埋立て等について、下記のとおり変更したいので、蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条の規定により届け出ます。

記

	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
添付書類 申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、その書類		

様式第 8 号（第 6 条関係）

第 年 月 日

受 理 書

事業主 様

蓮田市長 印

年 月 日付けで届出された埋立て等について、受理したので通知します。

第 年 月 日
号 日

埋立て等計画変更命令書

事業主 様

蓮田市長 印

年 月 日付けで届出された埋立て等については、蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第11条第1項又は第3項の規定により、下記のとおり変更を命じます。

記

- 1 埋立て等区域の所在地 蓮田市
- 2 変 更 す べ き 事 項
- 3 変 更 期 限 年 月 日まで

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蓮田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蓮田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蓮田市を代表する者は、蓮田市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 号
年 月 日

実施制限期間短縮通知書

事業主 様

蓮田市長 図

年 月 日付けで届出された事項の内容が相当であると認められますので、
日間の短縮を認め、 年 月 日から施工できることを通知します。

年 月 日

地 位 承 継 届 出 書

蓮田市長 様

事業主 住 所
氏 名
電話番号
(法人にあっては、主たる事業所
の所在地、名称、代表者の氏名及
び電話番号)

下記のとおり事業主等の地位を承継したので、蓮田市土砂等による土地の埋立て等の
規制に関する条例第13条第2項の規定により、その事実を証する書面を添えて届け出
ます。

記

- 1 旧事業主に対して通知した受理書の通知番号
年 月 日付 第 号
- 2 承継のあった者 事業主 施工者 (いずれかに一をつける)
- 3 被承継者の氏名又は名称、代表者の氏名及び所在地
(1) 氏名(名称及び代表者の氏名)
(2) 住所(所在地)
- 4 承継のあった日
年 月 日
- 5 承継の原因
相 続 合 併 分 割

*承継者の住民票（法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）を添付すること。

年 月 日

一時たい積状況届出書

蓮田市長 様

事業主 住 所
氏 名
電話番号
(法人にあつては、主たる事業所
の所在地、名称、代表者の氏名及
び電話番号)

年 月 日付けで届出をした一時たい積については、下記のとおりですので、
蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条の規定により届け出ま
す。

記

年 月 日現在の状況（開始日 年 月 日）

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 搬入した土砂等の量 | m ³ |
| 2 搬出した土砂等の量 | m ³ |

年 月 日

土砂等による土地の埋立て等中止（完了）届出書

蓮田市長 様

事業主 住 所
氏 名
電話番号
（法人にあつては、主たる事業所
の所在地、名称、代表者の氏名及
び電話番号）

年 月 日付けで届出をした埋立て等について、下記のとおり中止（完了）したので、蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条の規定により届け出ます。

記

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| 1 | 中止（完了）年月日 | 年 月 日 |
| 2 | 埋 立 て 等 区 域 | 蓮田市 |
| | 地 目 | |
| | 面 積 | m ² |
| | 土砂等の量 | m ³ |
| 3 | 添 付 書 類 | 現況写真（埋立て等区域全体） |

土砂等による土地の埋立て等標識

60cm以上110cm以下

土地の埋立て等のお知らせ

1事業主住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名

2所在地

3面積㎡

4受理書番号第号

5受理書交付日年月日

6期間年月日から
年月日まで

7現場責任者氏名
連絡先（電話番号）

60cm以上
110cm以下

80cm以上
150cm以下

17/22

第 年 月 日
号

改 善 命 令 書

事業主 様

蓮田市長 印

あなたが蓮田市 で行った埋立て等については、蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第17条第1項の規定により、下記のとおり改善することを命じます。

記

1 改善すべき事項

2 改善完了期限 年 月 日まで

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蓮田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蓮田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蓮田市を代表する者は、蓮田市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日
号

措 置 ・ 中 止 命 令 書

事業主 様

蓮田市長 印

あなたが蓮田市 で行った埋立て等については、蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第17条第2項の規定により、下記のとおり措置中止することを命じます。

記

1 命 令 事 項

2 措置すべき事項

3 措置完了期限
又は中止期限 年 月 日まで

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蓮田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蓮田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蓮田市を代表する者は、蓮田市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日
号

土砂等による土地の埋立て等状況報告要求書

様

蓮田市長

国

年 月 日付けで届出された埋立て等について、蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第18条の規定により、下記の事項に係る報告書の提出を要求します。

記

1 埋立て等区域の所在地 蓮田市

2 報告すべき事項

3 提出期限 年 月 日まで

年 月 日

土砂等による土地の埋立て等状況報告書

蓮田市長 様

事業主 住 所
氏 名
電話番号
(法人にあつては、主たる事業所
の所在地、名称、代表者の氏名及
び電話番号)

年 月 日付け第
おり報告します。

号で報告を求められた事項について、下記のと

記

1 埋立て等区域の所在地 蓮田市

2 報 告 事 項

身 分 証 明 書
(表)
8 cm

写	第	号
	職	氏 名
真		年 月 日生

上記の者は、蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第19条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

（1年間有効）

蓮田市長 印

（裏）

蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業主等の事務所又は事業区域内の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第22条

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

（4） 第19条第1項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者